

(仮称) 花巻市犯罪被害者等支援条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第34号）第6条第3項の花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナーシップ関係の相手方をいう。
- (3) 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内に通勤する者及び市の区域内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市の区域内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、岩手県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう

。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性に応じて個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害すること並びに二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続き等のための必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境についての十分な配慮をするとともに、必要な支援を可能な範囲で行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市長は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うものとする。

2 市長は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市長は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市長が別に定める必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響から回復するための日常生活の支援)

第8条 市長は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じ、市長が別に定める保健医療サービス等各種行政サービスを提供するものとする。

(安全の確保)

第9条 市長は、犯罪被害者等の安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の市長が別に定める必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市長は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市長が別に定める必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 市長は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促すとともに、犯罪被害者等の就労支援その他の市長が別に定める必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市長は、市民等及び事業者が二次被害及び再被害を生じさせることのないように、関係機関等と協力して、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるため、市長が別に定める必要な啓発活動を行うものとする。

(学校等における支援)

第13条 市長は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、小学校、中学校等と連携し、市長が別に定める必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第14条 市長は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を行うため、必要な情報の提供、助言その他の市長が別に定める支援を行うものとする。

(支援の制限)

第15条 市長は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。